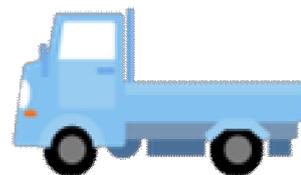


～市民との協働によるまちづくり～

平成21年4月1日から

公用車の貸し出し事業

市民の皆様の自主的な公益活動を支援するために、市が所有している軽トラックを無料で貸し出します。



《対象者》

1. 町内会
 2. PTA、子ども会育成会、幼稚園、保育園の保母会等の教育・福祉関係団体
 3. 体育協会、文化連盟、スポーツ少年団等の文化・スポーツ関係団体
 4. 交通安全運動、防犯運動等の市民活動団体
 5. 老人クラブ
 6. ボランティア団体ほか、市長が特に認めるもの
- ※営利、宗教、政治活動等の目的には貸し出しできません。

《貸出車両》

軽トラック：2人乗 スズキ（旭川40 せ8374）最大積載量 350kg

《対象になる活動》

1. 市内の道路、河川、公園、学校その他公共施設等の美化、清掃活動
2. スポーツ大会、イベント等で使用する備品等の運搬
3. その他、市長が得に必要と認めた活動

《使用区域》

原則市内とします。

《貸出日》

土曜日・日曜日・祝日（年末・年始を除く）（原則）

午前8時から午後7時（原則）

使用する5日前までに申込みをしてください。

※ただし、市が公務で使用する場合は、貸し出しできません。

※災害などで緊急に使用する場合は、貸し出しを取り消す場合があります。



《負担》

- ・事故が発生した場合は、市が加入している保険の範囲内で対応します。保険による補填を超える分は、使用者が負担してください。
- ・運転者及び同乗者の保険については、使用者及び責任者で負担してください。
- ・使用後は、使用した分のガソリンを補給し、清掃して返却してください。
- ・車両に積載した荷物等の損害、破損、事故等は、使用者が負担してください。

◆問合せ先：総務課総務係 電話：26-2228（内線 228番）